

金沢大学法学類 定期試験解答・解説

授業科目名	法理学 A	2024 年度 : 3Q	
		定期試験期間内	
担当教員名	足立英彦	試験日・時間	11 月 28 日 ( 木 )
			14 : 45 ~ 16 : 15

1. つぎの論理式の集合は矛盾しているか、それとも整合的か、真理表を使って説明しなさい。(各 5 点)

(a)  $\{\neg A\}$

解答 整合的である。

$A$	$\neg A$
1	0
0	1

集合  $\{\neg A\}$  に含まれる論理式は  $\neg A$  だけである。この論理式が真になる場合が 2 行目にあるので ( $A$  が偽の場合)、この集合は整合的である。

(b)  $\{A \wedge \neg A, B\}$

解答 矛盾している。

$A$	$B$	$\neg A$	$A \wedge \neg A$	$B$
1	1	0	0	1
1	0	0	0	0
0	1	1	0	1
0	0	1	0	0

集合  $\{A \wedge \neg A, B\}$  に含まれる論理式  $A \wedge \neg A, B$  がすべて真になる場合はないので、この集合は矛盾している。

2. つぎの推論は妥当か、タブローを使って説明しなさい。妥当でない場合は反例も示しなさい。(各 5 点)

(a)  $A \rightarrow B$  ゆえに  $(A \wedge C) \rightarrow B$

解答

$$\begin{array}{c}
A \rightarrow B \checkmark \\
\neg((A \wedge C) \rightarrow B) \checkmark \\
A \wedge C \checkmark \\
\neg B \\
A \\
C \\
\wedge \\
\neg A \quad B \\
\otimes \quad \otimes
\end{array}$$

すべての経路が閉鎖するので、この推論は妥当である。

(b)  $A \rightarrow C, B \rightarrow C, A \vee B$  ゆえに  $C$

解答

$$\begin{array}{c}
A \rightarrow C \checkmark \\
B \rightarrow C \checkmark \\
A \vee B \checkmark \\
\neg C \\
\wedge \\
\neg A \quad C \\
\wedge \quad \otimes \\
\neg B \quad C \\
\wedge \quad \otimes \\
A \quad B \\
\otimes \quad \otimes
\end{array}$$

すべての経路が閉鎖するので、この推論は妥当である。

(c)  $A \rightarrow B, B$  ゆえに  $A$

解答

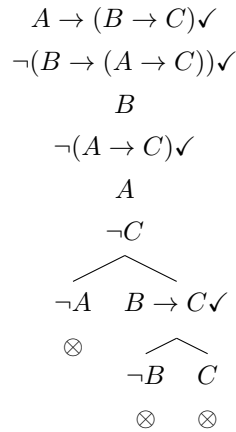
$$\begin{array}{c}
A \rightarrow B \checkmark \\
B \\
\neg A \\
\wedge \\
\neg A \quad B
\end{array}$$

開放経路が残るので、この推論は非妥当である。反例は  $A$  が偽で  $B$  が真の場合。

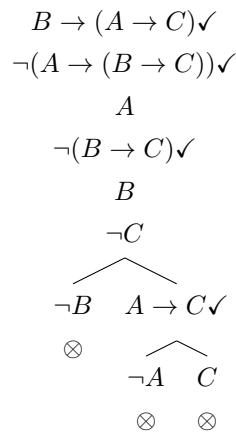
3. つぎの2つの論理式は論理的同値か。タブローを使って説明しなさい。(5点)

$$A \rightarrow (B \rightarrow C), B \rightarrow (A \rightarrow C)$$

解答



すべての経路が閉じるので  $A \rightarrow (B \rightarrow C) \models B \rightarrow (A \rightarrow C)$



すべての経路が閉じるので  $B \rightarrow (A \rightarrow C) \models A \rightarrow (B \rightarrow C)$

したがって、問の2つの論理式は互いに論理的同値である。

4. つぎの文章は正しいか。正しいければ○を、正しくなければ×を答案用紙に書きなさい。×の場合は、何が(どの部分が)誤っており、どう修正すれば正しくなるかも説明しなさい。(各2点)

(a) 法理学の課題は、法と呼ばれる対象に共通の性質、すなわち法の本質を探求することである。

解答 ○

(b) 命題は、文の内容のうち、真理値をもつものである。

解答 ○

(c) 反例のない推論を健全な推論という。

解答 × 誤「健全」、正「妥当」

解説 妥当で(すなわち反例がなく)、前提がすべて真である推論を健全な推論という。

(d) 「 $\models A$ 」は「 $A$ は恒真式である」を意味する。

解答 ○

(e) 論理式の集合が整合的であるということは、どんな場合でも、その論理式集合に含まれるすべての論理式が真になるということである。

解答 × 誤「どんな場合でも、その論理式集合に含まれるすべての論理式が真になる」、正「その論理式集合に含まれるすべての論理式が真になる場合がある」

- (f) 整合的な集合から任意の命題を論理的に導けることを爆発原理と呼ぶ。  
 解答 × 誤「整合的な集合」、正「矛盾集合」
- (g) 述語論理の論理式のうち、命題の主語となりうるのは、個体定項と、全称量化された個体変項だけである。  
 解答 × 誤「だけ」、正「及び存在量化された個体変項」
- (h) 命令（作為の義務）、禁止（不作為の義務）及び自由は互いに「小反対」の関係にある。  
 解答 × 誤「小反対」、正「反対」
- (i) タバコを吸うことが禁じられていれば、タバコを吸うことは許されていない。  
 解答 ○
- (j) 言論の自由が認められていなければ、言論は許されていない。  
 解答 × 誤「言論は許されていない」、正「言論（をすること）が許されていない、又は言論をしないことが許されていない」  
 解説 「不自由」とは、作為が義務づけられているか不作為が義務づけられている（＝作為が禁止されている）ことである。ただし、作為義務と不作為義務は反対の関係にあるので、両方真ということはある。したがって、「不自由」であるという情報だけからは、作為義務（＝不作為の不許可）と不作為義務（＝作為の不許可）のどちらが真なのかは分からない。
- (k) 「他人の権利を侵害してはならない」を  $O\neg A$ 、「他人の権利を侵害したならば、その人を殺さなければならない」を  $O(A \rightarrow B)$  という論理式で表せるとするならば、前者から後者が論理的に導ける。  
 解答 ○  
 解説 到達可能なすべての理想世界で  $\neg A \vdash A \rightarrow B$  が成り立つので。
- (l) 脱税する者がいれば、税を納めないことが許されている。  
 解答 × 誤「脱税する者がいれば、税を納めないことが許されている。」（文全体）、正「脱税をする者がいても、税を納めないことが許されているとは言えない。」  
 解説 現実世界は理想世界ではないので、現実世界の状況に基づいて何らかの規範を導くことはできない。伝統的に「存在から当為は導けない」と言われてきたことである。
- (m) 我々がこの世界  $w$  において規範を定めるとき、我々は  $w$  よりも善い（理想的な）世界が存在することを暗黙裡に前提している。  
 解答 ○
- (n) 不可能なことは禁じられている。（ $\neg\Diamond A \vdash O\neg A$ ）  
 解答 ○  
 解説 ある世界  $w$  で  $A$  が不可能である、すなわち  $\neg A$  が必然的であれば（ $\Box\neg A$ ）、その世界から到達可能なすべての可能世界で  $\neg A$  が真である。理想世界も可能世界であるので、すべての理想世界でも  $\neg A$  は真である。したがって  $w$  で  $\neg A$  は命じられている（ $O\neg A$ ）。
- (o) 物権は、特定の人に対するすべての人の自由権である。  
 解答 × 誤「特定の人に対するすべての人の」、正「すべての人に対する特定の人の」
- (p) 法令の条文が定める義務の多くは撤回可能な義務である。  
 解答 ○
- (q) 蚊を殺すことを禁止する法令がなければ、蚊を殺すことは許されている。  
 解答 × 誤「蚊を殺すことを禁止する法令がなければ、蚊を殺すことは許されている。」（文全体）、正「蚊を殺すことを禁止する法令がなくても、蚊を殺すことが許されているかどうかは分からない。」

解説 ある行為について法が規制していない、すなわちその行為について法の欠缺があるということから言えるのは、その行為について法的には何も決まっていないということだけである。

- (r) a が b に対して権限を有している場合、b は a に対して、自らの地位の変更に従う義務を有している。

解答 × 誤「義務」、正「責務」

解説 a が b に対して権限を有していれば、b は a に対して責務 (subjection) を負っている (= 服従している)。

- (s) 憲法は裁判所に裁判をする権限を裁判所に与えているが、この権限行使を義務づけているわけではない。

解答 × 誤「この権限行使を義務づけているわけではない」、正「さらに、この権限行使を義務づけている。」

解説 憲法 32 条に基づけば、裁判所が裁判をする権限は義務的権限であると解すべきである。

- (t) 犯罪や不法行為において、罪と罰、損害と賠償の価値が等しいことを平均的正義と呼ぶ。

解答 ○

解説 × 誤「平均的正義」、正「匡 (矯) 正的正義」も正解とした。ただし、交換的正義と匡正的正義はともに平均的正義である。

- (u) 分配的正義は平均的正義を含意する。

解答 × 誤「分配的正義は平均的正義を」、正「平均的正義は分配的正義を」

- (v) 最善の状況や行為を定めているが、その状況・行為が実現されない場合にどうすべきかを定めない規範を原理と呼ぶ。

解答 ○

- (w) 法解釈の際に追加する前提は、語の必然的な用法でなければならない。

解答 × 誤「必然的」、正「可能」(必然的または偶然的)

- (x) 立法者意思に基づく論証とは、歴史上の立法者の実際の意味を論拠とする論証である。

解答 ○

- (y) 私法において法の欠缺は例外的である。

解答 × 誤「例外的である」、正「例外的ではない」

解説 × 誤「私法」、正「公法」も可。

## 5. つぎの語句を説明しなさい。(各 2 点)

- (a) 様相

解答 様相とは、文の意味に対する話者や書き手の態度のことであり、ヨーロッパ言語では法的助動詞 (modal auxiliary verb) によって表現される。

- (b) 自由権

解答 自由権とは、作為と不作為がともに許されており、すなわち自由であり、かつ、妨害排除請求権によってその自由が補強されている地位のことである。

- (c) 権限

解答 権限とは、一般規範や個別規範を制定、変項、廃止することによって、自分や他人の規範的地位に変更を加える能力のことである。

- (d) 根本規範

解答 根本規範とは、ハンス・ケルゼンが唱えた概念であり、それぞれの国の歴史上、最初の憲法を定めた者に、その憲法を定める権限を授ける規範のことである。根本規範は実際に制定されたものではなく、その国の法体系に属するすべての法規範を有効であると認める者が前提としなければならないもので、数学や論理学における公理のようなものである。

(e) 排他的規範競合

解答 排他的規範競合とは、一方の法源の要件が他方のそれより特殊であるとみなせる場合の競合のことである。一方の要件が他方のそれより特殊であるとは、外延的に言えば、前者に該当する事実の集合が、後者に該当する事実の集合の部分集合であるということであり、内包的に言えば、前者の要件に、後者の要件を構成する条件 (Merkmal) がすべて含まれ、さらに前者には少なくとももう一つ別の条件が含まれるということである。2つの法源が排他的に競合する場合、「特別法は一般法を破る」という原則が適用される。すなわち、より特殊な要件を定める法源が考慮され、より一般的な要件を定める法源は考慮されない。

6. 語の実際の用法に基づけば不可能な法解釈を、立法者意思や客観的目的に基づいて主張することは許されるか、という問題について論じなさい。(10点)

解答例

法解釈は、語の可能な意味内容に基づくものであることが原則であり、誰も同意しないような不可能な語の意味に基づくべきではない。なぜなら、語の実際の用法は変化しにくいので、それに従い法的安定性を確保することによって、我々の自由や平等が守られるからであり、また制定当時の立法者意思を尊重すること、すなわち民主主義を守ることにもなるからである。

しかし、例外的に、以下で述べるように反法律的法形成や超法律的法形成をすべき場合には、語の不可能な用法を主張することが認められる。

この問題は、まず、反法律的法形成をしなければならない極めて例外的な場合とそれ以外の通常の場合に分け、さらに後者を公法の場合と私法の場合に分けて論ずべきである。

事実に適用すべき制定法は存在するものの、それを適用することがあまりにも耐え難く正義に反していると考えられる場合は、その制定法に基づけば不可能な法解釈を主張すること、すなわちその制定法の可能な解釈とは両立しない法規範を形成し、それに基づいて判断をすべきである。その際に形成される法規範は、客観的な目的に基づいていなければならない。

そのような、既存の制定法を否定する反法律的法形成をしなければならない例外的な場合ではなく、かつ公法の対象となる事例においては、法の欠缺は例外的であり、既存の制定法の可能な法解釈に基づいて法的判断をしなければならないので、不可能な法解釈に基づくことは許されない。これに対して私法の場合では、法に欠缺がある場合があり得る。そのような法の欠缺の場合には、超法律適法形成を行う必要があり、その代表例が類推による欠缺補充である。類推による欠缺補充においては、問題となっている事例に適用すべき制定法は無いものの、他の制定法の立法者が考えた目的や客観的な目的に基づけば似た事例であると判断できる場合においては、平等原則に基づき、その制定法が定める法的効果と同様の効果をその事例に及ぼすべきである。

以上のことから、反法律的法形成をしなければならないような例外的な場合と、そうではないが、私法の場合でかつ法に欠缺がある場合においては、歴史上の立法者の考えた目的や客観的目的に基づいて、語の実際の用法に基づけば不可能な法解釈を主張することが認められる。

解説 語の実際の用法に基づけば不可能な法解釈を主張することは許されないことが原則であること (5

点)、しかし、超法律的法形成や反法律的法形成の場合のように、許される場合もあること（5点）を説明できていればよい。

7. この授業に対する感想、意見、改善提案等を書いてください。（任意）

回答 問題を解いたり質疑応答をしたりする参加型の授業で理解が深まった、という趣旨の感想を複数の方からいただきました。また、後半部分で抽象度が上がったため、もう少し具体例を示してもらえるとよかったというご意見もありました。

以上

参考情報（2024年12月1日現在）

● 定期試験結果

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点
18	15	3	76

定期試験上位得点者：93点1名。

● 評価

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-)	不可	放棄
2	4	4	4	1	3

法曹養成プログラム登録者の方へ：この「法理学 A」で B 以上の評価を得た方は、本学法科大学院（法学研究科法務専攻）進学後に、「法理学」の既修認定の申請をして下さい。